

【県政パブリック・コメント】
第七次熊本県環境基本計画（素案）に関する御意見の概要及び県の考え方について

No	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱
第4編 分野別計画			
第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進			
第1節 地球温暖化対策の推進【区域施策編】			
1	第2次熊本県総合エネルギー計画で目標とされている「2030年に再生可能エネルギーの割合を50%とする」を、数値目標として記載すべき。	2050年ゼロカーボンに向けた戦略の目指す姿として、「2030年度までに電力消費量に対する県内の再生可能エネルギーによる発電量の割合を50%にすることを目指す」と記載しています。	記載済
2	家庭や事業所の屋根などへの太陽光パネル設置を促進するための補助について記載してほしい。 また、メガソーラー事業について、国は規制強化しているため、本計画においても記載の見直しをしてほしい。	エネルギーの地産地消の観点からも、家庭等の屋根置き型の太陽光発電設備の推進は重要であり、設置に係る初期費用の額や、FIT制度等により何年で初期費用が回収できるかなど経済性に関する正確な情報を発信し、設置に係る不安を解消することで推進を図っています。 阿蘇地域等における「太陽光抑制エリア図」の作成など、「景観・環境・防災等に配慮した再生可能エネルギー施設の立地を推進」する取組みを記載しています。また、この取組みはメガソーラーに対する国の規制強化に先んじたものです。	記載済
3	風力発電の目標値の実現可能性は低いのではないか。	風力発電の設置については、県内で計画されている事業を基に、再エネ導入目標量等を定めています。今後、事業者が計画を実行する際に、景観・環境・防災等に十分に配慮したものとなっているかなど、環境アセスメント手続などにより、しっかりと確認して参ります。	参考
4	バイオマス発電の燃料の主体は輸入木材。輸入木材が増えると自然破壊やCO ₂ 増加につながるため、何を燃料にしているか厳しくチェックしてほしい。	自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的として、令和7年4月に施行されたクリーンウッド法では、輸入木材を含め、木材を最初に受け入れる事業者（輸入商社、原木市場、製材工場など）は、取り扱う木材の合法性確認が義務付けられたところです。クリーンウッド法が適正に運用されるよう、国などと連携して参ります。 なお、本県では、カーボンニュートラルや持続可能な森林経営の実現を目指して、成熟した県内の森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」循環利用する取組みが着実に行えるよう支援しているところです。このうち本県産木材の利用促進については、建築物での利用を推進しているほか、未利用となっている林地残材を木質バイオマス発電に利用する取組みなどに対して支援を行っています。 また、脱炭素先行地域に関連して開発されるバイオマス発電施設は、解体材や建築廃材を燃料とすることとしており、海外からの輸入に頼らない施設となっています。	参考
5	熊本県の豊かな森林資源を活用しつつ林業を盛り上げるために、Jクレジット創出支援をもっとアピールしてはどうか。	本県としても、Jクレジット等の森林由来のCO ₂ 吸収量確保に資する取組みの認知度を高めることは、課題として認識しています。このため、Jクレジット制度等の普及やクレジット創出への支援を推進して参ります。	参考
第2章 サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の実現			
第1節 サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進			
6	製品製造段階での減量化及び再生材の積極的な利用等について、事業者に対する技術支援等をお願いする。また、リサイクルや安全な廃棄が可能な製品を消費者が積極的に求めていくよう、啓発もお願いする。	事業者に対しては、環境配慮設計の重要性に関する情報発信や事業者の積極的な取組みをサポートする「サーキュラーエコノミー相談・マッチング支援員制度」の運用、環境配慮設計の研究支援などを実施することで、環境配慮設計の取組みについて支援を行います。 県民に対しては、サブスクリプション、シェアリングサービス、リユース品、リサイクル製品等の積極的な利用の重要性について、関係機関と連携した周知などを行い、より環境負荷の少ないライフスタイルに積極的に取り組んでいく意識を醸成していきます。	記載済
7	サーキュラーエコノミーを推進してもらいたい。リサイクルしやすい製品等の研究・開発を進めるよう、企業に働きかけてもらいたい。	事業者に対しては、環境配慮設計の重要性に関する情報発信や事業者の積極的な取組みをサポートする「サーキュラーエコノミー相談・マッチング支援員制度」の運用、環境配慮設計の研究支援などを実施することで、環境配慮設計の取組みについて支援を行います。	記載済
第2節 適切な廃棄物の処理等の推進			
8	プラスチック使用製品の分別を市町村で統一してほしい。また、その統一のために、県の積極的な指導及び補助をお願いする。	御指摘のごみ分別については、各市町村で異なることで、転居者等に御不便をおかけしていることは認識しております。 一方で、一般廃棄物の処理に関しては市町村の責務となっており、ごみ分別に関しても市町村の個別の事情（ごみの処理方法等）に応じて決められているところであります。本県による統一化は困難な状況です。 今後、一般廃棄物処理の広域化・集約化を検討していく中で併せて広域ブロック内の分別基準の統一化についても検討していきたいと考えています。	参考
9	容器包装プラスチックの削減を目指してほしい。不要な包装をなくすように行政から指導してほしい。 企業がリサイクル可能な製品を製造できるように、消費者がリサイクル可能な製品を選択できるように働きかけ、そのために支援を行なってほしい。	製造事業者等による再生プラスチックやバイオプラスチックの利用、小売事業者等による容器包装、レジ袋の削減やプラスチック容器などの店頭回収及び排出事業者による排出の抑制に関する周知啓発により、幅広く県民の理解と協力を得ながらプラスチックの削減を進めています。 また、環境配慮設計の重要性に関する情報発信や事業者の積極的な取組みをサポートする「サーキュラーエコノミー相談・マッチング支援員制度」の運用、環境配慮設計の研究支援などを実施することで、環境配慮設計の取組みについて支援を行います。	記載済
10	県内の自治体には家庭用のコンポスト（微生物を活用して生ごみなどを分解する装置）導入経費に補助金を出している事例もある、県内の市町村でも同様の施策が必要ではないか。	一般廃棄物の処理に関しては市町村の責務となっており、ごみ分別に関しても市町村の個別の事情（ごみの処理方法等）に応じて、決められているところであります。本県による統一化は困難な状況です。 ただし、資源化可能な一般廃棄物（食品ごみ、小型家電等）のリサイクルが進むよう市町村における分別回収等の取組みを本県の補助事業により支援していきたいと考えています。	参考
11	・一般ごみにおいてPFASを含む日用品を選別することは不可能だと思うので、焼却処理は禁止すべき。 ・焼却炉は、エネルギー回収施設という名の火力発電所と考えられるため、地球温暖化の観点からも推進すべきでない。	廃棄物処理法は御指摘のような廃棄物処理施設に係る汚染を防止することを主な目的とした法律であり、その目的を達成するために様々な基準や許可の要件が定められています。 本県としては、この法律を適切に運用することで、御懸念のような環境影響が生じないように対応しているところです。 加えてPFASに関しては、環境省の技術的留意事項（令和4年9月）により、PFOS・PFOAを含有する廃棄物についての適切な処理方法が示されており、この留意事項に従い適切な対応を行って参ります。	その他
12	スーパーの食品（果物等の過剰包装等）など、プラスチック容器包装を減らすため、量り売りや個別売りを推奨してほしい。	製造事業者等による再生プラスチックやバイオプラスチックの利用、小売事業者等による容器包装、レジ袋の削減やプラスチック容器等の店頭回収及び排出事業者による排出の抑制について、周知啓発等を行うことで、プラスチックの削減を進めています。	参考
13	有害物質を極力出さないためにも、ごみの焼却施設の整備推進はやめてもらいたい。	令和6年3月の国の通知において「焼却せざるを得ない廃棄物についても熱回収の高度化等の技術の導入により脱炭素化を推進する必要がある」とされており、国においても焼却の必要性を認めているところです。本県としては別途パブリックコメントを実施していた「第6期熊本県廃棄物処理計画」の第6章第4節（取組の方向性）に「廃棄物の分別回収を徹底するとともに、リサイクルが困難な場合も、廃棄物発電等の熱回収の推進を図ること」を記載しており、リサイクルの推進により焼却率を下げるとともに、焼却せざるを得ない廃棄物の適正処理のため、焼却施設の整備を進めていく必要があると考えています。	その他

No	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱
14	廃棄物についてPFAS等の有害物質の対策が必要。	本計画では循環型社会形成に向けて、廃棄物の減量やリサイクル推進の取組みの方向性を示すことを目的としたものです。 PFASに関しては環境省の技術的留意事項（令和4年9月）により、PFOS・PFOAを含有する廃棄物についての適切な処理方法が示されており、この留意事項に従い適切な対応を行って参ります。	その他
15	計画素案に記載の「プラスチックなどの水平リサイクル推進に向けて、複合素材の重層の見直しなどメーカーによる環境配慮設計について、国の補助事業等により支援します。」について、是非実施してもらいたい。	環境配慮設計の研究支援を行うとともに、環境配慮設計の認証を本県でも実施して、PRを行って参ります。	記載済
16	ごみ焼却施設等の集約化や広域化については、あまりに広い広域化には賛成できない。民間業者による一般廃棄物と産業廃棄物の同時焼却施設の推進にも反対であり、再考を願いたい。	令和6年3月の国の通知において「人口減少の進行によりごみ排出量が今後さらに減少していくことが見込まれるところ、老朽化した廃棄物処理施設の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているため、より一層の広域化・集約化の取組が必要。」と記載されています。焼却施設の整備には多額の財政負担が必要なことから、広域化・集約化の方法の一つとして「民間活用（市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る）」等が示されており、地域の実情に応じて活用することが考えられます。	その他
17	ごみはなるべく手元で分別し、資源はできるだけ回収してゼロ・ウェイストを目指すべき。 民間企業に委託して産業廃棄物と一緒に処理する広域化・大規模化についての施策は絶対にやめるべき。	ごみ分別に関しては、市町村の個別の事情（ごみの処理方法等）に応じて、決められているところですが、資源化可能な一般廃棄物（食品ごみ、小型家電等）のリサイクルが進むよう、市町村における分別回収等の取組みを本県の補助事業により支援していかないと考えています。 また、廃棄物処理施設の広域化・集約化については、令和6年3月の国の通知において「人口減少の進行によりごみ排出量が今後さらに減少していくことが見込まれるところ、老朽化した廃棄物処理施設の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているため、より一層の広域化・集約化の取組が必要。」と記載されています。焼却施設の整備には多額の財政負担が必要なことから、広域化・集約化の方法の一つとして「民間活用（市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る）」等が示されており、地域の実情に応じて活用することが考えられます。	参考
18	太陽光パネルのリサイクル技術の確立やその事業化への支援をお願いしたい。	太陽光パネル等の廃棄物については、国が定める制度を踏まえ、県内における適正なリユース及びリサイクル体制等の構築に向けた取組みを、市町村や関係機関と連携して進めて参ります。	記載済
第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現			
第1節 森林、草原、水辺等の自然環境の保全			
19	「奥山の生態系被害防止を明確な目的として位置づけた捕獲強化」「狩猟と切り離した専門的な有害鳥獣管理体制の構築」「外部有識者を含む科学的助言体制の整備」を求める。	「1. 奥山の生態系被害防止を明確な目的として位置づけた捕獲強化」について、本県では、ニホンジカを指定管理鳥獣として位置付け、国の補助事業を活用し、本県が主体となり、奥山等に生息するシカの計画的な捕獲に努めています。 「2. 狩猟と切り離した専門的な有害鳥獣管理体制の構築」について、本県における最近のシカの捕獲頭数は、約3万頭ですが、うち狩猟によるものが1割、有害鳥獣捕獲（市町村長の許可行為）が9割となっています。 なお、有害鳥獣捕獲においても、狩猟免許の取得は必須であり、熟練者をはじめ狩猟者の存在が大変重要です。本県では、若手・中堅の狩猟者の育成確保に向けた事業を実施しており、このことは有害鳥獣管理体制の構築にも大きく寄与する認識しています。 「3. 外部有識者を含む科学的助言体制の整備」について、本県には熊本県環境審議会鳥獣部会や熊本県希少野生生物検討委員会があり、両会の構成員には哺乳類の専門家も複数おられ、適宜、的確な助言を頂戴しています。一方、本県が主催する野生生物に関する会議では、環境省（本省）や九州地方環境事務所に出席を依頼し、科学的な知見に基づく指導や助言を受けるとともに、当方からも最新情報を発信するなど、情報の共有化を図っています。	その他
20	野焼きへの支援として、高度な機材の導入補助、恒久防火帯形成や人材育成のための財政支援及び防火帯整備のための機械化の支援を強化し、明記すべき。	高度な機材の導入補助や防火帯整備のための機械化支援について、今年度まで野焼き作業省力化に向けた機械設備(ICT)の活用を支援する事業に取り組んできましたが、ニーズを汲み上げることができない状況です。しかし、作業を担う牧野組合等を取り巻く厳しい状況（扱い手の高齢化や後継者不足等）を踏まえると、必要性は高まっていくと認識しておりますので、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。 なお、本文にも掲載しているとおり、ボランティアの確保策以外に、野焼き後継者育成事業や野焼き作業の省力化・安全性向上のための恒久防火帯づくり等の支援を引き続き行って参ります。	参考
21	草原を「守る対象」としてだけでなく、「持続可能な資源」として活用し、地域経済を循環させる施策を盛り込んでほしい。具体的には、「茅葺き屋根資材としての県内外への供給体制構築やバイオマス利用等の新用途開発への支援」及び「入山料徵収やガイド育成による収益を草原管理に還元する『受益者負担モデル』の確立」等。	阿蘇の草原は、本計画案にも記載しているとおり、水源涵養、観光資源、生物多様性の維持の場等、多面的機能を有しており、御指摘の、「持続可能な資源」とあると認識しております。このため、いただいた御意見は、草原の維持や活用において参考とさせていただきます。	参考
22	「阿蘇の草原に固有」、「国内で絶滅が危惧される野生動植物」及び「県条例で指定された希少種」の保護について、調査研究だけでなく「生息域の保全活動（草刈りや植生管理）」に直接充当できる予算措置を明確化してほしい。	政策に関する具体的な予算措置については、会計年度ごとに議会の承認を得る必要がありますが、本計画に記載することはできませんが、いただいた御意見は、阿蘇の草原を維持・再生する施策の参考とさせていただきます。	参考
23	阿蘇の野焼きなど文化の保全に努めてほしい。科学的な検証によって伝統的農法を実施する価値を高めて、県内外に広く啓発してほしい。	野焼き等により阿蘇の草原を次世代へ継承していくため、野焼き後継者の育成や阿蘇世界農業遺産の認知度向上に係る施策を引き続き進めて参ります。	参考
24	・海環境への取組みとして「くまもと・みんなの川と海づくり」は有効と感じだが、実施の規模が小さいのではないか。 ・海洋ごみやマイクロプラスチックの問題についても、水産資源及び海域環境の保全に絡めて、官民产学で連携していくべき。	海環境に関する本県の取組みとしては、「くまもと・みんなの川と海づくり」のほか、次世代を担う子どもたちに向けた出前講座等も実施しています。将来、成長した子どもたちが参加し、活動が拡がるよう、取組みを推進して参ります。 本県でも海洋プラスチックごみ削減に向け、普及啓発を通して幅広く県民の理解と協力を得ながら「回収」「排出処理」「リサイクル」を推進しているところです。 また、関係機関と連携した陸域・海域における排出抑制・回収の取組みを進めるとともに、県民及び商工・農業・漁業団体への啓発を行っています。 御意見については、海域環境の保全を進める上での参考とさせていただきます。	記載済
数値目標			
25	目標値である「野焼きボランティアの登録者数」を「野焼きに参加したボランティア数」への変更を求める。	御意見のとおりボランティアの実参加者数も重要だと考えており、本県としても、数値の把握は行っております。 一方で、野焼きは天候等に大きく左右されるため、野焼き実施日により参加者数が大きく変動することもあります。 登録者数は普及啓発や募集活動により着実な増加が見込み、計画期間中の取組成果を安定的に評価できることから、引き続き登録者数を数値目標として設定したいと考えています。	その他

No	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱
26	<p>野焼き実施面積について、現状の約16,000haを下回らない、あるいは維持するための目標値の設定を行すべき。</p> <p>地元の野焼き従事者数の目標設定を行うべき。</p> <p>管理放棄される牧野をゼロにする、あるいは減少率を抑える指標として、活動している牧野数を記載すべき。</p>	<p>御指摘のとおり、阿蘇草原再生に關わる牧野組合や行政等が構成する阿蘇草原再生協議会の考え方の柱である、第3期全体構想では、目指す阿蘇草原の将来像として、30年後、今と変わらない規模の阿蘇草原を残す、という目標を掲げております。そこで、本県では、草原が、野焼きをはじめ、放牧や採草等の様々な活動により、維持・再生されていることを踏まえ、本県の「くまもと新時代共創総合戦略」において、阿蘇草原の面積（牧野における野草地面積）を指標として採用しています。</p> <p>御意見のとおり野焼き従事者数も重要だと考えており、野焼き後継者育成事業も行っておりますが、阿蘇地域でも農林畜産業の低迷や地域の人口減少、高齢化が進行しており、目標値として設定することは難しいと考えています。一方で、野焼き支援ボランティア登録者数は普及啓発や募集活動により着実な増加が見込み、計画期間中の取組成果を安定的に評価できることから、引き続き登録者数を数値目標として設定したいと考えています。</p> <p>管理放棄される牧野をゼロにする、あるいは減少率を抑えることは、今と変わらない規模の阿蘇草原を残すために重要だと認識しており、本県でも、活動している牧野数の把握に努めています。牧野の管理放棄には牧野組合を取り巻く様々な要因が絡むため、数値目標とするのは難しいと考えておりますが、今後の参考とさせていただきます。</p>	参考
27	<p>森林に関する補助制度について、再造林を目的とした支援に加え、周囲の自然環境との調和を図り、自然林への回復や草原環境の再生を目的とする取組みも支援対象とする補助メニューの創設を要望する。</p> <p>数値目標についても、単純な再造林面積の拡大のみを評価軸とするのではなく、ゾーニングに基づく適切な森林・自然環境管理の達成度を評価できる仕組みの検討を期待する。</p>	<p>本県におきましても、多様な森林づくりを進めることは重要と認識しています。</p> <p>このため、本県の「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」においては、将来にわたり持続可能な経営を目指す森林と、多様な県民ニーズに応え公益的機能の発揮を目指す森林とに区分し、それぞれに応じた施業を推進する方向性を示しています。</p> <p>また、県内市町村が策定する市町村森林整備計画においては、期待される公益的機能に応じてゾーニングの設定が行われていますが、自然的、社会的条件不利地の森林については、針広混交林化等を通じて保全林へ誘導するよう本県としても普及を行っています。</p> <p>実際に、伐採や再造林を実施する際は、これらの方針を踏まえるとともに、森林法や自然公園法などの各種法規制を遵守し、施業を行っているところです。</p> <p>御提案いただきました、自然林への回復等に資する施業につきましては、林業分野において現在も活用可能な補助事業がございます。</p> <p>ゾーニングに基づく適切な森林・自然環境管理の達成度を評価する仕組みにつきましては、今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。</p>	参考
第4章 安全で快適な生活環境の確保			
第1節 水環境に係る対策の推進			
28	「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」について、知事自らが水を大量に使用する半導体企業を訪れ、基金への継続的な寄附を求めてほしい。また、令和8年度からは、県外の企業にもその意義を訴えてほしい。	半導体関連企業に限らず、特に熊本地域の企業等については、水保全の観点で阿蘇地域の恩恵を受けていることは明らかであると考えています。現在、本県と関係市町村とが連携してこの基金の周知に取り組んでいるところであります。まずはこの基金の趣旨などを企業や県民にしっかりと周知し、理解を求めて参ります。	参考
29	雨水浸透樹設置について、大津町、菊陽町、合志市など地下水涵養効果がより高い自治体での義務化について、県の指導及び補助を望む。	<p>熊本地域においては、現在雨水浸透樹の設置に關し、（公財）くまもと地下水財団と関係市町村とが連携し、設置補助を行っているところです。引き続き制度の周知に努め、関係市町村と連携し、雨水浸透樹の普及に取り組んで参ります。</p> <p>なお、第二期熊本地域地下水総合保全管理計画では、涵養域の減少を抑制する方策等の調査研究を行うこととしています。</p>	参考
30	PFBS等の値が上昇したことについて、生データを示すことが重要。「法令等規制物質」及び「規制外物質」を対象にした環境モニタリングの生データを公表してほしい。	<p>御意見のありましたPFBS等の環境に変化があった項目については、環境モニタリング結果を既に公表しています。</p> <p>なお、その他の変化がなかった規制外物質の結果については、公にすることにより、不当に不安や憶測など県民の間に混乱を生じさせるおそれがあること、及び半導体関連企業など、特定の者に不当に不利益（風評被害）を及ぼすおそれがあることから、不開示情報に該当するため、非公表としています。</p>	その他
31	建設が予定されている熊本セミコン特定下水道を処理する浄化センター及び現行の北部浄化センターにおいて、化学物質処理設備の付加を強く求めます。また、セミコンテクノパークからの排水処理について、更に踏み込んだ記載をお願いする。	<p>化学物質を含む工場排水については、あらかじめ工場内の排水処理施設で下水道法の基準内まで有害物質等が除去された後、下水道へ排出され、下水処理場において水質汚濁防止法の基準内まで汚れを除去した上で、河川に放流されます。</p> <p>このように、有害物質については工場内で処理を行うため、行政機関が下水道へ排出される工場排水を、下水道法に基づき継続的に監視することで、公共用水域の水質保全が図られるものと考えています。</p> <p>御意見については、適正に処理を行う上の参考とさせていただきます。</p>	参考
32	渴水や地下水位低下などの緊急時における取水調整（制限・停止を含む）の考え方や対応枠組みを明記すべき。	表流水（河川水）を活用している農業用水や工業用水において、各水系で渴水協議会による調整が行われており、体制は既に整っています。地下水位の急な低下に関しては、個別事案ごとに判断が必要であるため、事前に枠組みを決めておくことは難しいと考えています。なお、条例上の考え方については逐条解説で整理されているところです。	その他
第6節 化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理			
33	環境中の放射線レベルを測定するだけでなく、廃棄物処分場における廃棄物受け入れに関して放射性物質の有無の確認を義務付けてほしい。	<p>廃棄物処理法に基づいて処理する廃棄物は「放射線物質による汚染を除くもの。」とされています。福島第一原発事故によるものも含め放射性物質については、国が責任を持って対応されているところです。</p> <p>本県としては、施策の方向性にあるとおり、今後も国と連携し、継続して環境や農作物等の放射能の把握に努めます。</p>	その他
第5章 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の更なる推進			
数値目標			
34	山林の荒廃対策であるシカ対策と流域治水について、有効な対策を実施するために目標値を設定してほしい。	<p>山林（森林）の整備が遅れると、土砂の流出を抑える等の森林の機能の低下が危惧されるため、適切な森林整備が推進されるよう、間伐面積や伐採後の再造林面積を数値目標として設定しています。</p> <p>シカの生息頭数は、5年に1回調査を実施していますが、統計手法による推計値であるため、シカ対策に係る数値目標は設定していません。なお、捕獲頭数については、鳥獣保護管理法に基づく、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）で目標値を公表しています。</p> <p>なお、流域治水については、球磨川水系河川整備率を数値目標に設定しています。</p>	その他
第6章 環境立県くまもと型未来教育			
第1節 未来を支える人づくり			
35	水俣病について言及されているが、教育の観点に限定されている。世界に誇れる環境対策を行すべき。他県に先駆けて予防的原則に則った条例を数多く制定してもらいたい。その姿勢を計画で示してもらいたい。	<p>水俣病の関連施策としては、環境教育を中心に記載をしていますが、水俣病の教訓については、本計画の根柢条例である「熊本県環境基本条例」の前文や本計画の指針である「第四次熊本県環境基本指針」においてもその理念が明記されており、計画全体の根本的な考え方であると考えています。</p> <p>未然防止の観点等の御意見については、本計画の今後の運用や関連施策の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	参考

No	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱
36	継続的な環境教育のため、森林環境譲与税を子どもたちの教育に使えるようにしてもらいたい。そして、学校林を所有していない学校においても野外活動を行えるシステムを取り入れてもらいたい。	森林環境譲与税は、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、市町村における森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。 この観点を踏まえ、現在、各市町村及び都道府県において地域の実情に応じた森林の整備及びその促進に関する施策が展開されているところです。 なお、子どもたちの野外活動については、本文中には「体験学習」として記載しており、現在も熊本県環境センターによる「動く環境教室」等の取組みなど、自然と触れ合う活動を実施しています。	記載済
37	人づくり、地域づくりには現場の力が必要不可欠と考えるため、普及啓発だけにとどまらず、現場に予算を回してほしい。	本県としても、くまもとの環境を次世代に引き継ぎ、未来を支える人づくりは重要と考えています。このため、行政だけでなく、学校現場や地域の方々と連携して、環境教育・環境学習を推進していきます。 御意見については、環境教育を推進する上での参考とさせていただきます。	参考
第7章 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり			
第1節 「地域循環共生圏」の構築の推進			
38	県の経済発展と並行して環境保全にも十分留意してほしい。 そのためにも、基礎研究を行う研究機関を始めたとして、環境保全の最前線にいる技術者たちの待遇を改善し応援してほしい。	本県は、海や山、川、地下水など、特徴のある自然環境を有しています。このため、本県とともに、これらの自然を次世代に引き継ぐためにも、経済発展と環境保全の両立を踏まえた施策を進めています。 御意見については、環境保全の取組みを進める上での参考とさせていただきます。	参考
第2節 環境アセスメントの推進			
39	環境影響評価法の改正及び「熊本市環境影響評価条例」に倣って「熊本県環境影響評価条例」の改正に向けて検討を行うことを明記するよう求める。 公共事業の必要性を見直す必要があるため、公共事業等環境配慮システムについて、見直し等による適切な運用を求める。	令和7年の環境影響評価法（以下「法」）改正により創設された、いわゆる「建替事業・建替配慮書の制度」については、現在、国の「改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会」において、法改正を踏まえた主務省令の改正等について検討が進められている状況です。そのため、熊本県環境影響評価条例（以下「県条例」）の改正については、改正後の主務省令等も踏まえて、必要性も含め検討して参ります。また、その検討に当たっては、熊本市をはじめ自治体の環境影響評価条例も参考にします。 環境アセスメントにおいて、同一種類の事業で県条例に定める一連の土地の形状変更の該当性の判断については、同様に規定する法の取扱いに準じ、環境アセスメントの対象事業となるかどうか、具体的な事実に基づき適切に判断を行って参ります。 公共事業等環境配慮システム（以下「配慮システム」）については、事業そのものの必要性を検討する制度ではなく、法や県条例の規模要件に満たない本県の公共事業について、環境保全のための県における率先行動として、自主的な環境配慮を行うための制度です。引き続き、配慮システム等により本県の公共事業における環境配慮を推進して参ります。	参考
第3節 試験研究機関における取組み			
40	事実に基づき、下線箇所を追記すべき。 1. 保健環境科学研究所 【現状】 ○ 本県は、豊かな自然環境に恵まれていますが、大気汚染物質による環境基準の超過や硝酸性窒素等による地下水汚染、産廃処分場や半導体工場からの排水中に含まれる有機フッ素化合物などの新たな化学物質による環境への影響が懸念されています。 【課題】 ○ 大気汚染物質による環境基準の超過や水質汚濁に係る環境基準等の適合状況、有機フッ素化合物などの新たな化学物質による環境への影響が懸念されており、それらの実態把握に係る試験検査及びリスク管理としての毒性評価及び規制の必要性等の検討に関する国内外の情報収集等の調査研究が必要とされています。 【施策の方向性】※追加意見に係るものについてのみ記載 ・日本の法令等において規制等の定めのない新たな化学物質等に関する毒性評価等の国内外の情報収集等の調査（有機フッ素化合物・半導体関連企業集積に伴う環境調査）。	有機フッ素化合物については、産廃処分場、半導体工場だけでなく泡消火薬剤、界面活性剤や表面処理剤など様々な排出源があることが考えられるため、排出源を限定せず幅広く捉えられる表現としています。 また、基準の有無に関わらず環境分野に関する化学物質の毒性評価は、WHOや国等において取り組まれており、その情報も含めて化学物質に関する情報収集を行って参ります。 一方で、これら情報に関しては国内外の調査結果等を含め、できる限り幅広く収集することも想定していることから、御意見を踏まえ以下のとおり修正します。 【現状】 ○ 本県は、豊かな自然環境に恵まれていますが、大気汚染物質による環境基準の超過や硝酸性窒素等による地下水汚染、有機フッ素化合物などの新たな化学物質による環境への影響が懸念されています。 【課題】 ○ 大気汚染物質による環境基準の超過や水質汚濁に係る環境基準等の適合状況、有機フッ素化合物などの新たな化学物質による環境への影響が懸念されており、それらの実態把握に係る試験検査及び国内外の情報収集等を含む調査研究が必要とされています。 【施策の方向性】 ・新たな化学物質等に関する国内外の情報収集等を含む調査（有機フッ素化合物・半導体関連企業集積に伴う環境調査）。	反映（一部）
41	2. 産業技術センター 【課題】に、「『保健環境科学研究所』がリスク管理として取り組む新たな化学物質等に関する毒性評価等と連携した除害技術や安全な労働環境確保に資する調査研究の実施が必要。」と記載すべき。	必要に応じて、国や本県の他の研究機関と連携し、環境保全に資する取組みを進めて参ります。	参考
42	3. 農業研究センター 【課題】に、「『保健環境科学研究所』がリスク管理として取り組む新たな化学物質等に関する毒性評価等と連携した化学物質の土壤への蓄積、農産物による吸収等を通じた経口健康被害の未然防止策の検討が必要。」と記載すべき。 【施策の方向性】に、「『保健環境科学研究所』がリスク管理として取り組む新たな化学物質等に関する毒性評価等と連携した化学物質の土壤への蓄積、農産物による吸収等を通じた経口健康被害の未然防止策（例：汚泥肥料のトレーサビリティーの確保等）の検討が必要。」と記載すべき。	必要に応じて、国や本県の他の研究機関と連携し、環境保全に資する取組みを進めて参ります。	参考
43	5. 水産研究センター 【課題】に、「『保健環境科学研究所』がリスク管理として取り組む新たな化学物質等に関する毒性評価等と連携した化学物質の海域での蓄積や生物濃縮等に関する国内外の情報の収集及び実態調査等の研究が必要。」と記載すべき。 【施策の方向性】に、「『保健環境科学研究所』がリスク管理として取り組む新たな化学物質等に関する毒性評価等と連携した化学物質の海域での蓄積や生物濃縮等に関する国内外の情報の収集及び実態調査等の研究が必要。」と記載すべき。	必要に応じて、国や本県の他の研究機関と連携し、環境保全に資する取組みを進めて参ります。	参考

No	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱
第4節 研究情報等のネットワーク化			
44	<p>第4節 研究情報等のネットワーク化</p> <p>【課題】に、「『保健環境科学研究所』、『産業技術センター』、『農業研究センター』及び『水産研究センター』がリスク管理として取り組む新たな化学物質等に関する試験・調査・研究をより効率的、効果的に進めるには、他の研究情報と同様に都道府県間で現状と問題意識を共有し、優良事例や課題を国への提言につなげ、地方から国の施策を後押ししていく必要があります。」と記載すべき。</p> <p>【施策の方向性】に、「『保健環境科学研究所』、『産業技術センター』、『農業研究センター』及び『水産研究センター』がリスク管理として取り組む新たな化学物質等に関する試験・調査・研究については、他の分野の研究情報と同様に都道府県間での連携を強化し、地方から国の施策を後押しします。」と記載すべき。</p>	<p>本県としても、環境問題に関する都道府県間の連携は重要であると考えており、本文中にも記載しております。また、分野によっては国の施策の後押しが必要な場合があると考えています。</p> <p>このため、いただいた御意見については、今後の環境施策を進める上での参考とさせていただきます。</p>	参考
第5節 國際協力の推進			
45	<p>第5節 國際協力の推進</p> <p>【現状】に、「日本の現行法令等が対応できていない有機フッ素化合物をはじめとする人の健康への影響が懸念される化学物質の管理が世界的に問題となり、排出規制基準の設定等が急ピッチで進められている。」と記載すべき。</p> <p>【課題】に、「『環境立県』を標榜し、国策によって誘致された半導体工場からの有機フッ素化合物を含む排水問題を抱える等、全国的に特殊な環境に置かれている熊本県としては、リスク管理としての『予防的原則』の視点が欠けている国の法令等の見直しを待って対処することでは『水俣病の教訓』を生かすことができない。」と記載すべき。</p> <p>【施策の方向性】に、「国と一体となって海外における化学物質管理の動向や有害性が疑われる化学物質による人の健康被害等に関する疫学的知見の集積に努め、その活用による県民の将来の健康被害の未然防止に全力を挙げて取り組む。」と記載すべき。</p>	<p>PFAS（有機フッ素化合物）については、現在、水質汚濁防止法の規制外の物質ですが、本計画第4編第4章第1節2水質の保全策の強化に記載のとおり、令和5年8月から環境モニタリングを実施し、その結果については環境モニタリング委員会でも検証いただいています。</p> <p>また、国（環境省）において更なる科学的知見等の充実を図るとともに、規制や管理の在り方について検討が進められています。県としては、今後の国の動向を注視し、必要な検討を行って参ります。</p>	参考